○学習院奨学基金規程

平成２年７月11日施行

改正

平成10年４月１日

平成13年５月29日

平成14年２月１日

平成16年４月１日

平成17年４月１日

平成20年４月１日

平成23年４月１日

平成28年７月１日

令和４年10月19日

令和６年４月１日

令和８年４月１日

学習院奨学基金規程

（目的）

第１条　学習院（以下「本院」という。）は、次の各号に掲げる目的のために、学習院奨学基金（以下「本基金」という。）を設立する。

一　本院大学大学院における学生の特色ある研究活動を育成するため

二　本院大学法科大学院及び学部において、学業成績及び人物ともに優秀な学生の奨学のため

三　本院大学学部並びに高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び幼稚園（以下「各科」という。）における学費の支弁が困難と認められる学生、生徒、児童及び園児に対する学費支援のため

四　本院が設置する学校に在籍する学生、生徒、児童及び園児のうち、身体に障害を持つ者及び在籍中に支援が必要となる事由が発生した者の支援のため

（奨学金及び援助金の種類）

第１条の２　前条による奨学金及び援助金は、次の各号に掲げるものとする。

一　学習院大学学業優秀者給付奨学金

二　学習院大学学費支援給付奨学金及び学習院各科学費支援給付奨学金

三　学習院身体障害者支援給付援助金

四　学習院大学新入学生特別給付奨学金

五　学習院大学入学前予約型給付奨学金「目白の杜奨学金」

六　学習院大学入学前予約型給付奨学金「さくら奨学金」

七　学習院大学家計急変奨学金

（基金の構成）

第２条　本基金は、法人からの繰入金、指定寄附及びそれらの果実をもって構成する。

（給付）

第３条　本基金の果実により交付する奨学金及び援助金は、給付とする。

（給付対象者）

第４条　本院がこの奨学金及び援助金を給付する学生、生徒、児童及び園児は、次の各号に掲げる者とする。

一　本院大学大学院学生（法科大学院学生を含む。）

二　本院大学学部学生

三　本院高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び幼稚園の生徒、児童及び園児

（基金の運営）

第５条　本基金の運営は、科長会議が行う。

（細則の制定）

第６条　この規程の細則は、別に定める。

（改正）

第７条　この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

附　則

この規程は、平成２年７月11日から施行する。

附　則

この規程は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成13年５月29日から施行する。

附　則

この規程は、平成14年２月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年10月19日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。